

平成30年11月14日
文 化 庁
著 作 権 課

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び 標準処理期間に関する意見募集の結果について

「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間について、平成30年10月5日から平成30年11月4日までの期間、e-Gov意見提出フォーム・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計14件（団体11件、個人3件）の御意見をいただきました。

いただいた御意見については別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、意見の項目別に分けて整理いたしました。よって、掲載しております件数を合計しましても、上記の総意見数にはなりませんことを御了承ください。また、特定の個人名等の記載については、一部非表示といたしました。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>審査基準及び標準処理期間の案について、いずれも妥当であるとする。</p> <p>また、出来得る限り、補償金算定の過程及び金額の公正性、妥当性を担保するために法律専門職である第三者の意見が反映される場面を設定すべきであるとする。</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。</p> <p>補償金額の認可に当たっては、学識経験者で構成される文化審議会(使用料部会)で審議が行われることとなっています。</p>
<p>現時点(審査が行われる以前)においては原案でよいと思われる。しかし、今後、原案の基準に照らして審査を進め、審査が具体化するに従い、想定を超える事案が生ずることも十分に考えられる。そのような場合審査基準等の見直しを含めた柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。</p> <p>補償金額の認可に当たっては、学識経験者で構成される文化審議会(使用料部会)で審議が行われることとなっており、その中で諸般の事情を考慮した検討がなされることとなります。</p>
<p>送信者ごとに、送信した著作物、受信者の数などから厳格に金額等を算定するとすれば、各教育機関の手続費用は莫大となることが予想される。</p> <p>したがって、各教育機関から比較的容易に提供できる情報を基にした推計値を活用することが合理的と考える。</p>	<p>審査基準(案)では、御指摘の問題意識に対応した考慮要素として「教育機関における補償金の支払い(利用実績の調査を含む。)に係る手続的負担に配慮されたものとなっているか」を明確に位置付けています。</p>
<p>「【審査基準】3(2)②iイ」における「非営利教育機関の財政面を含む運営状況等への配慮」については、低廉な大学通信教育の授業料という実態を勘案して、通信教育に過大な負担となることがないように、留意する必要がある。</p>	<p>御指摘の考慮要素をもとに、過大な負担とならないかという点を含め、審査を行ってまいります。</p>
<p>「非営利教育機関の種別ごとの関係団体」としては、国公立の大学団体だけではなく、学校教育法第84条を根拠に大学通信教育を行う「非営利教育機関の種別における設置者の意見を代表するもの」として唯一の公益団体である私立大学通信教育協会についても、必ず意見聴取が行われる必要があると考える。</p>	<p>改正著作権法第104条の11第3項では、「教育機関を設置する者の団体で・・・(中略)教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるもの」の意見を聴くことが義務付けられており、この規定を受けて、指定管理団体において適切な対応がなされるものと考えています。</p>

<p>教育機関設置者が支払う補償金の負担が授業料等により生徒等に転嫁される場合を配慮し、広く関係者の理解が得られるよう、認可基準(案)の通り、多面的な要素を考慮して透明性を高め、説明責任に応えることが不可欠であり、それを前提として賛成する。</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。</p>
<p>補償金の料金体系の審査に当たっては、初等中等教育機関、高等教育機関で利用する著作物の種類・量及び利用の態様等が異なることから、高等教育機関とそれ以外の教育機関に区分して設定する必要がある。また、高等教育機関においても、人文・社会科学分野、自然科学分野等で利用する著作物の種類・量及び利用の態様等が異なる場合が想定されることから、料金体系の設定において配慮することが適切である。</p>	<p>審査基準(案)では、御指摘の問題意識に対応した考慮要素として「教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通しに 대응するものとなっているか」を明確に位置付けています。</p>
<p>補償金の額の水準を審査するに当たっては、補償金を負担する関係者に財政運営面及び生徒等の生活面で支障をもたらすものでないこと、論理的・合理的な面から最善の額であること等を論旨明解に説明できるようにすることが不可欠である。</p>	<p>審査基準(案)では、御指摘の問題意識に対応した考慮要素として「非営利教育機関の財政面を含む運営状況等への配慮」を明確に位置付けているとともに、料金体系・額の水準について、その考え方・根拠を含めて審査を行うこととしています。</p>
<p>採択された教科書に掲載されている写真や図版等や、教科書以外で学校において使用する教材のうち公的機関が作成した著作物を使用するときは、著作権や著作料等が発生することのないようにしていただきたい。</p>	<p>補償金が発生する場合については、改正著作権法第35条第2項及び第3項において規定されていますが、御指摘のような場合を除外することとはなっていません。</p>
<p>審査基準及び標準処理期間(案)の内容については、おおむね妥当と考えますので、削除又は変更を求める特段の意見はない。</p> <p>なお、審査基準等の運用に当たっては次のような点について配慮いただくようお願いする。</p> <p>① 補償金の額については、ICT教育の拡充に伴い、著作物等が異時公衆送信等される機会は今後格段に増えると予想されることから、権利者側が</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。補償金額の審査に当たっては、審査基準をもとに、諸般の事情を考慮しつつ検討を行ってまいります。</p>

<p>被る不利益に見合った適正な金額でなければならないこと。</p> <p>② 料金体系については、教育機関における支払い手続の負担軽減を考慮して、原則として教育段階ごとに学習者一人当たりの金額を定めることにより教育機関ごとの補償金を算出する方法が、審査基準に適合した方法であると判断すること。</p>	
<p>今回の補償金がカバーする利用の範囲は、あくまでも、35条但書で規定する通り、著作権者の利益等を不当に害しない場合に限定されており、補償金額の算定についても当然のことながら、そのような限定的な著作物利用行為を対象にした場合に適正な額が認可されるべきであると考えている。</p>	<p>御指摘のとおり、改正著作権法第35条第1項ただし書に該当する場合には、権利制限が適用されませんので、そのような場合を除いた利用が補償金の対象となります。</p>
<p>今般の補償金制度は、従来の教育機関における同種の著作物利用の実例が十分に蓄積されているとはいえ、実際にそのような利用実態で支払われている使用料についての実例も多いとは言えないため、補償金額の算定に当たっては、できるだけ多くの著作物利用に関する実例を参考として適正な補償金額の算定が行われ、そのようにして算定された額が実際の補償金として認可されることが重要であると考えている。</p> <p>たとえば、現在検討されている著作権第33条のデジタル教科書の補償金の考え方（算出根拠）を参考にすることが考えられる。</p> <p>また、既に、出版者著作権管理機構（JCOPY）等の著作権管理団体においては、教育機関を含めて公衆送信による出版物の利用に係る許諾業務を行っているため、このような著作権管理団体が作成し現に機能している使用料の体系も、今回の補償金額の審査において十分考慮すべき対象となりうると考える。</p>	<p>本案の趣旨に賛成の御意見として承りました。補償金額の審査に当たっては、審査基準をもとに、諸般の事情を考慮しつつ検討を行ってまいります。</p>
<p>映画の著作物の公衆送信が行われることのないよう、認可申請された補償金額が対象としている著作物の種類を明示すべきことを審査基準に追加す</p>	<p>改正著作権法第35条第1項では対象となる著作物の種類を限定していませんので、審査基準において、映画</p>

<p>るとともに、補償金額の認可にあたっては、映画の著作物の補償金を含まないことを明示する等の措置を取るよう要望する。</p>	<p>の著作物を含まない旨を明示する等の対応をとることはできません。</p>
<p>都道府県および政令指定都市等に設置されている教職員研修を行う教職員研修施設も、今回の措置の対象とすることが必要であると考えます。</p>	<p>改正著作権法第 35 条第 1 項では、対象施設を「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）」と規定しており、この中には、御指摘のような教職員研修施設も含まれます。</p>
<p>大学は初等中等教育とは異なり、その大学がどのような学部・学科を備えているかによって著作物の利用頻度も利用方法も異なるため、単純に学生数に応じた補償金の支払い方法には疑問がある。特に短期大学は一般的に小規模で、備えている学科数も少ないため、総合大学とも事情が異なることを考慮してほしい。</p> <p>全く授業目的公衆送信を行っていない大学が、授業目的公衆送信を頻繁に行っている大学と同じように費用を負担することは（学生数により負担の割合が異なるとしても）不公平に感じる。単純に学生数などに応じて一律に徴収するのではなく、利用実態に即した課金方法にしてほしい。著作物を利用すればそれに応じて費用が発生することは分かるが、利用しない場合にも費用が発生したり、僅かな利用に対して過大な費用が発生したりするような仕組みにはしないよう要望します。</p>	<p>審査基準（案）では、御指摘の問題意識に対応した考慮要素として「教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通しに 대응するものとなっているか」を明確に位置付けています。なお、補償金は、改正著作権法第 35 条第 1 項の規定により公衆送信を行う場合（第 3 項の場合を除く）に支払い義務が生じるものであり、当該公衆送信を行わない者が支払い義務を負うことはありません。</p>
<p>利用料金の設定にあたっては、具体的な調査方法及び料金算定の根拠を予め示して、適正な料金設定をしてほしい。</p> <p>定期的に、授業目的公衆送信の実態調査を行い、適切な料金体系の見直しを行ってほしい。</p>	<p>審査基準（案）では、料金体系・額の水準について、その考え方・根拠を含めて審査を行うこととしています。</p> <p>なお、料金体系の見直しの頻度・実施方法については、一義的には指定管理団体において検討されるものだと考えています。</p>
<p>現行著作権法第 33 条の検定教科書掲載での補償</p>	<p>授業目的公衆送信補償金は、教科書</p>

<p>金制度の文化庁が定める額に上乗せすることを申し上げる。また、副教材の場合の出版許諾に関しても同様に上乗せにて対応できるものとする。</p>	<p>掲載補償金等とは独立した別個の仕組みであり、独自の考え方に沿って審査を行う必要があると考えています。</p>
<p>教員が機関を移った場合に、前の機関では補償金を支払っていたが、次の機関では支払っていないというということが起こると、現場が混乱し、またその二つの教育機関で同程度の教育を提供できなくなる。制度設計において、「少しでも多くの教育機関でこの制度が導入されるように」という配慮が必要なのではないか。</p> <p>例えば、3(1)① 2段落目の後に以下のように追記してはどうか。</p> <p>「一方、新法において著作権者の利益を担保するため補償金の支払い義務を追加したことは、同時に教育機関にとってはその料金体系や額によっては制度が利用しにくくなるという状況を招きかねない。著作権者の利益と教育活動による公益のバランスを考慮しつつ、少しでも多くの教育機関がこの制度を通して ICT 活用教育の利点を享受できるようにすることが、新法の目的である。」</p> <p>※同様の意見 外1件</p>	<p>御指摘の趣旨は、3.(1)①において既に記載しているところです。</p>
<p>一般に、受信者が多くなるほど公衆送信の使用料は高額になると考えられるので、授業を履修するものに限定して配信した場合の使用料に照らすべきと考える。受信者の数については「様態」に含まれる可能性もあるが、より明確に示すことが望ましい。</p> <p>利用される著作物の種類、量、利用の目的又は様態などに照らして</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>利用される著作物の種類、量、利用の目的又は様態、受信者の数などに照らして</p> <p>※同様の意見 外1件</p>	<p>御意見を踏まえ、審査基準を修正し、「受信者の数」を考慮要素に加えました。</p>

<p>学部ごとに補償金の金額が異なるような料金体系は、多種多様な組織構成になっている現代の大学では微妙な判断が求められるようになり現実的でないと考えられる。</p> <p>※同様の意見 外1件</p>	<p>審査基準（案）では、考慮要素として「教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通しに 대응するものとなっているか」とともに、「教育機関における補償金の支払い（利用実績の調査を含む。）に係る手続的負担に配慮されたものとなっているか」を明確に位置付けており、これらの観点を総合的に考慮しつつ適正性の審査を行ってまいります。</p>
--	--

※その他、補償金額・料金体系に関係しない意見が2件ございました。